大分県共同募金会助成基準

「大分県共同募金会助成要綱」に係る助成基準は次によるものとする。

**Ⅰ　助成対象と区分**

　大分県共同募金会（以下「本会」という）の共同募金の助成は、広域的（全県的な）事業を支援する広域助成と、市町村ごとの区域で活動する地域助成、並びに歳末たすけあい助成に区分して行うものとする。

**１　広域助成**

　広域助成対象事業は、次のとおりとする。

（1）広域団体活動助成

　地域福祉を目的とする活動及び更生保護事業を行う団体で、活動域が市町村の区域を越えて行われる対象団体を支援する。

　①　助成対象事業

　社会福祉の先駆的・開拓的事業並びに地域住民の福祉向上を図るための事業に要する経費で、公費補てんのないものに対して行なう。

　　　ただし、次のものには助成しない。

　　ア　役員会、総会経費及び職員の人件費等、団体の運営に要する経費

イ　二県以上にまたがる地区を対象とした大会や会議に要する経費。ただし、

他県の状況等に倣う必要性があると判断される場合はその限りでない。

　　ウ　その他、社会福祉を目的とする事業と認めがたい事業の経費

　② 助成額

　ア　申請書並びに関係書類及び現地調査等により事業内容の必要性、緊急性を検討し決定する。

イ　助成額の上限を、原則として１団体５０万円とする。

　　　ウ　他の補助金等との重複助成、また経理上余裕があると認められる団体にあっては助成しない。

　③ その他

同一事業への継続助成は3年を限度とし、該当する事業に対する助成は原則として行わない。

ただし、特別な理由により本会が認めた場合はこの限りではない。

（2）施設・機器等整備助成

　地域福祉を目的とする活動及び更生保護事業を行う対象団体が、施設機能の充実強化や利用者の利便性の向上を図るために行う施設・機器等の整備事業を支援する。

　① 助成対象事業

　　ア　災害等による施設の改築または復旧

　　イ　ボランティア活動、団体等の拠点としての施設・機器等の整備

ウ　施設利用者のサービス改善に必要な施設・機器等の整備。

ただし、他の補助金（国・自治体の補助金、日本自転車振興会・中央競馬馬主社会福祉財団助成金等）を受けて行う事業は対象としない。

② 助成額

ア　助成額は事業費の７５%以内とし、申請書並びに関係書類及び現地調査等

により事業の必要性、緊急性を検討し決定する。

　　イ　建物整備の助成の上限を、原則として１施設・団体１００万円とする。

　　　　ただし、本会が特に必要と認めた場合は２００万円以内とする。

　　ウ　備品整備の助成の上限を、原則として１施設・団体５０万円とする。

　　　　ただし、本会が特に必要と認めた場合は１００万円以内とする。

　　エ　経理上余裕があると認められる施設・団体にあっては助成しない。

③ その他

　　１施設の連年の助成申請は原則として認めない。

　　　ただし、災害等緊急な場合で本会が必要と認めたものは除く。

（3）地域福祉事業費（県社会福祉協議会）助成

　① 助成対象事業

　　　　 広域団体活動助成に準じる。

② 助成額

　　　　 別に定める配分率をもって助成する。

（4）テーマ型助成

　　特定の福祉課題に取り組むため、取組みテーマを設定して助成を行う。

　助成対象事業及び助成額等についての基準は、要領を別途定める。

（5）特別事業助成

　① 助成対象事業

　　　　 福祉ニーズに即応した効果的な助成をするため全県的な視野から助成する。

② 助成額

　　　　 事業費に応じた額とし、その都度配分委員会において決定する。

③ その他

助成にあたっては、県社会福祉協議会又は市町村共同募金委員会の推薦を

要する。

（6）災害等準備金

　　災害救助法が適用された大規模災害等のボランティア活動に対する支援を行う。

社会福祉法第１１８条の規定により、災害救助法第２条に規定する災害発生等で

定める特別の事情がある場合に備えた準備金の積立を行う。

（7）共同募金運動推進費

　県内での募金運動推進に要する運動資材費、広報費、本会運営費、中央共同募金会への分担金等の経費

**2　地域助成**

　地域助成対象事業は、共同募金推進計画として各市町村の共同募金委員会で作成し、本会が必要に応じて指導、調整することとする。

（1）地域福祉推進事業

　　地域福祉活動計画等に基づき、市町村社会福祉協議会等が行う地域福祉活動費

（2）小地域福祉活動事業

　地域福祉活動計画等に基づいて行われる、地区社協や自治会等の小地域での福祉推進のための活動費

（3）福祉団体活動支援事業

　地域福祉を目的として、市町村の活動区域で草の根的に活動する福祉団体やボランティア団体などの活動費

（4）共同募金委員会運動推進費

　市町村共同募金委員会の運営に必要な経費

**3　歳末たすけあい助成**

（1）地域歳末たすけあい助成

市町村域内で行われる歳末時期における福祉活動等に対して、市町村共同募金委員会で助成対象事業・助成額等を定め、助成する。

（2）ＮＨＫ歳末たすけあい助成

　　　助成対象事業・助成額等についての助成方針を別途定め、助成する。

**Ⅱ　配分・助成率**

　配分にあたっては、下記を目安とする。

**１　広域助成**

（1）以下の助成額の総額は、一般募金目標額の12％を目安とする。

うち、③の助成額は、一般募金目標額の2％を目安とする。

①　広域団体活動助成

　②　施設・機器等整備助成

　　③　地域福祉事業費（県社会福祉協議会）助成

　④　テーマ型助成の加算助成分

（2）特別事業助成は、災害等準備金の法定積み立て期限の過ぎた積立金の取崩し及び配分金戻入等を財源とする。

（3）災害等準備金は、募金総額の３％を目安に積み立てる。

（4）共同募金運動推進費

　　　本会運営費等は、一般募金目標額の２０％を目安とする。

**2　地域助成**

（1）各市町村共同募金委員会の一般募金額から、上記広域助成に係る所要額を市町村の人口・世帯数で按分した額と当該委員会運動推進費を差し引いた額を配分する。

（2）市町村共同募金委員会運動推進費は、前年度一般募金実績額の7.9%を交付する。

**Ⅲ　助成の公募**

　　助成事業は原則として公募する。

　　公募の方法、時期等については別に定める。